イ　当該内部取引に係る事業と同種又は類似の事業を営む個人で事業規模その他の事業の内容が類似するもの（以下この号において「比較対象事業」という。）の当該内部取引が行われた日の属する年（ロにおいて「比較対象年」という。）の当該比較対象事業に係る棚卸資産の販売による営業利益の額の合計額

ロ　当該比較対象年の当該比較対象事業に係る棚卸資産の販売のために要した販売費及び一般管理費の額

五　内部取引に係る棚卸資産の売手の購入その他の行為による取得の原価の額に、当該内部取引に係る棚卸資産の販売のために要した販売費及び一般管理費の額にイに掲げる金額とロに掲げる金額との合計額のロに掲げる金額に対する割合を乗じて計算した金額を加算した金額をもつて当該内部取引の対価の額とされるべき額とする方法

イ　当該内部取引に係る事業と同種又は類似の事業を営む個人で事業規模その他の事業の内容が類似するもの（以下この号において「比較対象事業」という。）の当該内部取引が行われた日の属する年（ロにおいて「比較対象年」という。）の当該比較対象事業に係る棚卸資産の販売による営業利益の額の合計額

ロ　当該比較対象年の当該比較対象事業に係る棚卸資産の販売のために要した販売費及び一般管理費の額

六　第二号から前号までに掲げる方法に準ずる方法

七　第二号から前号までに掲げる方法と同等の方法

8　国税通則法施行令第三十条の三の規定により同項の帳簿書類を留め置く場合について準用する。

9　法第四十条の三の三第十六項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　法第四十条の三の三第十六項に規定する内部取引に係る同項に規定する独立企業間価格につき財務大臣が租税条約（所得税法第百六十二条第一項に規定する租税条約をいう。以下この号及び次条第二項第一号において同じ。）の我が国以外の締約国又は締約者（次号において「条約相手国等」という。）の権限ある当局との間で当該租税条約に基づく合意をしたこと。

二　前号の条約相手国等が、同号の合意に基づき法第四十条の三の三第十六項に規定する事業場等に係る租税を減額し、かつ、その減額により還付をする金額に、還付加算金に相当する金額のうちその計算の基礎となる期間で財務大臣と当該条約相手国等の権限ある当局との間で合意をした期間に対応する部分に相当する金額を付さないこと。

10　法第四十条の三の三第十六項に規定する納付すべき所得税に係る延滞税は、同条第一項の規定を適用した場合に納付すべき所得税の額から同項の規定の適用がなかつたとした場合に納付すべき所得税の額に相当する金額を控除した金額に係る延滞税とする。

11　法第四十条の三の三第二項第一号イ又はロの規定を適用する場合において、これらの規定に規定する特殊の関係が存在するかどうかの判定は、それぞれの取引が行われた時の現況によるものとする。

（内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等）

第二十五条の十八の四　法第四十条の三の四第一項に規定する所得税の額及び当該所得税の額に係る加算税の額として政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一　法第四十条の三の四第一項に規定する申立てに係る更正決定（法第四十条の三の三第十二項第一号に掲げる更正決定をいう。以下この号及び第三項第二号において同じ。）により納付すべき所得税の額（次号において「更正決定に係る所得税の額」という。）から、当該更正決定のうち法第四十条の三の四第一項に規定する所得税の額に係る部分がなかつたものとして計算した場合に納付すべきものとされる所得税の額（次号において「猶予対象以外の所得税の額」という。）を控除した金額

二　更正決定に係る所得税の額を基礎として課することとされる加算税（国税通則法第六十九条に規定する加算税をいう。以下この号において同じ。）の額から、猶予対象以外の所得税の額を基礎として課することとされる加算税の額を控除した金額

2　法第四十条の三の四第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は国税庁長官が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一　法第四十条の三の四第一項に規定する協議（以下この項において「相互協議」という。）を継続した場合であつても同条第一項の合意（次号及び第三号において「合意」という。）に至らないと国税庁長官が認める場合（同条第五項各号に掲げる場合を除く。）において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国等（租税条約の我が国以外の締約国又は締約者をいう。次号において同じ。）の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二　相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国等の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。

三　法第四十条の三の四第一項に規定する所得税の額に関し合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該所得税の額を変更するものでないとき。

3　法第四十条の三の四第一項の規定による納税の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項の申立てをしたことを証する書類その他の財務省令で定めるものを添付し、これを国税通則法第四十六条第一項に規定する税務署長等に提出しなければならない。

一　当該猶予を受けようとする非居住者の氏名及び納税地（個人番号を有する者にあつては、氏名、納税地及び個人番号）

二　納付すべき更正決定に係る所得税の年分、納期限及び金額

三　前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額

四　当該猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予期間が三月を超える場合には、その申請時に提供しようとする国税通則法第五十条各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

4　法第四十条の三の四第一項の規定による納税の猶予を受けた所得税についての国税通則法施行令第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「納税の猶予又は」とあるのは「納税の猶予（租税特別措置法第四十条の三の四第一項（内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）の規定による納税の猶予を含む。）又は」とする。

第二十六条の八中「第四十一条の八第一項」を「第四十一条の八第一号ロ」に、「平成二十六年一月一日」を「平成二十七年一月一日」に改める。

第二十六条の九第六項及び第七項中「国内に恒久的施設」を「恒久的施設」に改める。

第二十六条の十六中「第百六十一条第一項第一号に規定する」を「第百六十一条第一項第二号に掲げる」に改める。

第二十六条の十七第一項中「建物の区分所有等に関する法律」の下に「（昭和三十七年法律第六十九号）」を、「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律」の下に「（平成六年法律第百六号）」を、「特定非営利活動促進法」の下に「（平成十年法律第七号）」を加え、同条第五項中「次に掲げる」を「恒久的施設を有する外国法人が発行した割引債（法第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債をいう。以下この条において同じ。）につき非居住者又は外国法人に対して支払をする償還金（法第四十一条の十二の二第一項第一号に規定する償還金をいう。次項及び第八項において同じ。）の額のうち当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に帰せられる部分の」に改め、同項各号を削る。

第二十六条の十八の見出し中「判定等」を「判定」に改め、同条第四項を削る。

第二十六条の十九を次のように改める。

（非居住者が支払を受けるべき割引債の償還差益に係る国内源泉所得の範囲）

第二十六条の十九　法第四十一条の十三の二第一項に規定する政令で定めるものは、恒久的施設を有する外国法人の発行する割引債（同項に規定する割引債をいう。第一号において同じ。）の償還差益（同項に規定する償還差益をいう。以下この条において同じ。）のうち、当該償還差益の金額に同号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額に相当するものとする。